

農業者の皆さんへ

台風15号に係る被災農業者向け 支援施策活用ガイドブック

ここに取り上げた事業内容等は令和元年10月10日現在の情報です。今後、変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

なお、事業の活用之际、次の資料を保存しておいていただきますようお願いいたします。

- ①ハウスの倒壊等、被害の状況がわかる写真等
- ②事業の対象となる取り組みに係る発注書、納品書、請求書などの書類



茨城県鹿行農林事務所

肥料や種苗の購入費の補助を受けたい

事業名	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例資金（補助事業）【県単】			
申請窓口	市			
事業趣旨	今回の台風15号により被災した農業者が、樹草勢回復用肥料、病虫害防除用の薬剤、再生産のための種苗を購入する際に、市が助成をした場合、当該助成に要した経費の一部について補助金を交付します。			
事業概要	○対象者 市から補助対象農業者または特別被害農業者の認定を受けた者 (県条例の助成措置の対象に指定された地域)			
	○支援内容			
		対象事業	対象要件	補助率
	1	樹草勢回復のための肥料購入費用の補助 (通常の追肥は対象外)	農作物等の被害率が30%以上	被害率30%以上： 2/3（県1/3，市町村1/3） 被害率70%以上： 4/5（県2/5，市町村2/5）
	2	病虫害の共同防除を行うための薬剤購入費用の補助 (農家が各自で行う防除は対象外)	農作物等の被害率が30%以上	10/10（県1/2，市町村1/2）
3	追蒔き、代作のための種苗肥料購入費用の補助	農作物の被害率が70%以上	4/5（県2/5，市町村2/5）	
4	再生産のための種子、苗等の購入費用の補助 (1，2との併用不可)	農作物等の被害率が70%以上	10/10（県1/2，市町村1/2）	
申請フロー	【申請書類の流れ】 農業者 → 市 → 鹿行農林事務所 → 県庁 【補助金交付の流れ】 農業者 ← 市 ← 鹿行農林事務所 ← 県庁			

被災の復旧に向けて資金を活用したい（金額が小さい場合）

事業名	県条例資金，農協系統災害資金，農林漁業施設資金，農林漁業セーフティネット資金																																			
申請窓口	県条例資金（市），農協系統災害資金（農協），農林漁業施設資金及び農林漁業セーフティネット資金（公庫等）																																			
事業趣旨	台風 15 号の被害を受けた農業者等に農業協同組合や日本政策金融公庫などの金融機関が融資する災害対策資金に対して，国や県が利子補給を行い，利率を無利子又は低利としています。																																			
事業概要	<div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px;"> <p>台風 15 号の災害対策資金には，大きく以下の 3 種類の資金があります。借入限度額，利率，償還期間，用途に応じて資金名を選択して下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 県条例資金（県条例の助成措置の対象に指定された地域） 2. 農業協同組合等の民間金融機関が融資する資金 3. 日本政策金融公庫が融資する資金 </div> <p>【資金一覧】 利率は令和元年 9 月 19 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">資金名</th> <th style="width: 25%;">借入限度額</th> <th style="width: 10%;">利率</th> <th style="width: 15%;">償還期間[据置期間]</th> <th style="width: 25%;">主な用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 県条例資金 (経営資金)</td> <td>一般：200 万円又は損失額の 45%のいずれか低い額（※1） 果樹：500 万円又は損失額 55%のいずれか低い額</td> <td>無利子</td> <td>3～6 年</td> <td>運</td> </tr> <tr> <td>② 県条例資金 (施設復旧資金)</td> <td>個人：200 万円 共同利用施設：2,000 万円</td> <td>無利子</td> <td>個人：6 年 共同利用施設：15 年</td> <td>機</td> </tr> <tr> <td>③ 系統農業災害資金 (正組合員)</td> <td>500 万円</td> <td>無利子</td> <td>5 年 [1 年]</td> <td>全</td> </tr> <tr> <td>④ 系統農業災害資金 (生活災害資金)</td> <td>500 万円（動産：300 万円）</td> <td>1.00%</td> <td>10 年 [1 年]</td> <td>運</td> </tr> <tr> <td>⑤ 農林漁業施設資金 (災害復旧施設)</td> <td>負担額の 80%又は 300 万円</td> <td>0.02%</td> <td>15 年 [3 年]</td> <td>機</td> </tr> <tr> <td>⑥ 農林漁業セーフティネット資金（災害）</td> <td>一般：600 万円以内 特認：年間経営費等の 6/12 以内</td> <td>0.02%</td> <td>10 年 [3 年]</td> <td>運</td> </tr> </tbody> </table> <p>主な用途 (機)：機械・施設の購入 (運)：運転資金 (経)：経営の維持安定 (全)：一切</p> <p>(※1) 農事組合法人，農業を主な業務の法人は 2,500 万円又は損失額 45%のいずれか低い額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要書類：市発行の被害認定書（県条例資金），罹災証明書（その他の資金） ・保証：茨城県農業信用基金協会の協会保証を付す（公庫資金は除く） ・担保：原則不要（公庫資金は除く） 	資金名	借入限度額	利率	償還期間[据置期間]	主な用途	① 県条例資金 (経営資金)	一般：200 万円又は損失額の 45%のいずれか低い額（※1） 果樹：500 万円又は損失額 55%のいずれか低い額	無利子	3～6 年	運	② 県条例資金 (施設復旧資金)	個人：200 万円 共同利用施設：2,000 万円	無利子	個人：6 年 共同利用施設：15 年	機	③ 系統農業災害資金 (正組合員)	500 万円	無利子	5 年 [1 年]	全	④ 系統農業災害資金 (生活災害資金)	500 万円（動産：300 万円）	1.00%	10 年 [1 年]	運	⑤ 農林漁業施設資金 (災害復旧施設)	負担額の 80%又は 300 万円	0.02%	15 年 [3 年]	機	⑥ 農林漁業セーフティネット資金（災害）	一般：600 万円以内 特認：年間経営費等の 6/12 以内	0.02%	10 年 [3 年]	運
資金名	借入限度額	利率	償還期間[据置期間]	主な用途																																
① 県条例資金 (経営資金)	一般：200 万円又は損失額の 45%のいずれか低い額（※1） 果樹：500 万円又は損失額 55%のいずれか低い額	無利子	3～6 年	運																																
② 県条例資金 (施設復旧資金)	個人：200 万円 共同利用施設：2,000 万円	無利子	個人：6 年 共同利用施設：15 年	機																																
③ 系統農業災害資金 (正組合員)	500 万円	無利子	5 年 [1 年]	全																																
④ 系統農業災害資金 (生活災害資金)	500 万円（動産：300 万円）	1.00%	10 年 [1 年]	運																																
⑤ 農林漁業施設資金 (災害復旧施設)	負担額の 80%又は 300 万円	0.02%	15 年 [3 年]	機																																
⑥ 農林漁業セーフティネット資金（災害）	一般：600 万円以内 特認：年間経営費等の 6/12 以内	0.02%	10 年 [3 年]	運																																

被災の復旧に向けて資金を活用したい（金額が大きい場合）

事業名	農業近代化資金，農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）															
申請窓口	農業近代化資金（農協等），農業経営基盤強化資金（公庫等）															
事業趣旨	台風 15 号の被害を受けた農業者等に農業協同組合や日本政策金融公庫などの金融機関が融資する災害対策資金に対して，国や県が利子補給を行います。															
事業概要	<div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>台風 15 号の災害対策資金には，大きく以下の 2 種類の資金があります。借入限度額，利率，償還期間，用途に応じて資金名を選択して下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業協同組合等の民間金融機関が融資する資金 2. 日本政策金融公庫が融資する資金 <p>※認定農業者の方を貸付の対象としている資金（認定農業者向け）と認定農業者以外の方でも借入可能な資金があります。</p> </div> <p>【資金一覧】 利率は令和元年 9 月 19 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">資金名</th> <th style="width: 20%;">借入限度額</th> <th style="width: 10%;">利率</th> <th style="width: 15%;">償還期間 [据置期間]</th> <th style="width: 30%;">主な用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①農業近代化資金 (対象者：認定農業者，集落営農組織，主業農業者，農業参入法人等)</td> <td>個人：1,800 万円 法人：2 億円</td> <td>0.02%</td> <td>15 年 [3～7 年]</td> <td>機・運</td> </tr> <tr> <td>②農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） (対象者：認定農業者)</td> <td>個人：3 億円 法人：10 億円</td> <td>0.02%</td> <td>25 年 [10 年]</td> <td>地・機 運</td> </tr> </tbody> </table> <p>主な用途 (機)：機械・施設の購入 (運)：運転資金 (経)：経営の維持安定 (全)：一切 (地)：農地の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要書類：災害関連の資金には罹災証明書が必要です。 ・保証：茨城県農業信用基金協会の協会保証を付す（公庫資金は除く） ・担保：原則不要（公庫資金は除く） 	資金名	借入限度額	利率	償還期間 [据置期間]	主な用途	①農業近代化資金 (対象者：認定農業者，集落営農組織，主業農業者，農業参入法人等)	個人：1,800 万円 法人：2 億円	0.02%	15 年 [3～7 年]	機・運	②農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） (対象者：認定農業者)	個人：3 億円 法人：10 億円	0.02%	25 年 [10 年]	地・機 運
資金名	借入限度額	利率	償還期間 [据置期間]	主な用途												
①農業近代化資金 (対象者：認定農業者，集落営農組織，主業農業者，農業参入法人等)	個人：1,800 万円 法人：2 億円	0.02%	15 年 [3～7 年]	機・運												
②農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） (対象者：認定農業者)	個人：3 億円 法人：10 億円	0.02%	25 年 [10 年]	地・機 運												

補助事業を活用してハウスを再建したい（その1 原状回復）

事業名	強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型） 【国補】
申請窓口	市
事業趣旨	今回の台風15号により被災した農業用ハウスや機械を、被害前と同程度のものに原状回復（取得・修繕）する経費等について助成します。
事業概要	<p>○助成対象者（農業者） 台風15号により農業用ハウス等が被災した者</p> <p>○要件 <u>*市町村から被災証明を受けていること</u> <u>*融資又は地方公共団体による支援を受けていること</u> <u>*再建・修繕を行った施設は、園芸施設共済の加入が必要</u></p> <p>○支援内容 (1) 農業用ハウス・機械の修繕，被害前と同程度[*]のものを取得。 <u>*）災害に備えた補強（パイプを太くする，梁や筋交いで補強する，基礎をコンクリートで補強する等）は，強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）を併せて活用することで対応が可能（次ページ参照）。ただし，規模を拡大する部分の補強については自己負担となります。</u> (2) 農業用ハウスを修繕するために必要な資材（ビニール等）を購入し、施工。 (3) 倒壊した農業用ハウス等の撤去。</p> <p>○補助率 （再建・修繕） ・共済加入者は，共済金の国費相当額を合わせて事業費の1／2相当 ・共済非加入者は3／10以内 ・地方公共団体による補助率は1／10加算（合計4／10以内） （倒壊した施設の撤去） ・地方公共団体による補助率は3／10加算（合計6／10以内）</p>
申請フロー	<p>【申請書類の流れ】 農業者 → 市 → 鹿行農林事務所 → 県庁 → 国</p> <p>【交付金の流れ】 農業者 ← 市 ← 鹿行農林事務所 ← 県庁 ← 国</p>

補助事業を活用してハウスを再建したい（その2 災害に備えた補強）

事業名	強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ） 【国補】
申請窓口	市
事業趣旨	農業用ハウスの復旧と併せて、今後の災害に備えた補強を行う経費について助成します。
事業概要	<p>○助成対象者（農業者） 人・農地プランに位置づけられた中心経営体等</p> <p>○要件 <u>*融資又は地方公共団体による支援を受けていること</u> <u>*再建・修繕を行った施設は、園芸施設共済の加入が必要</u></p> <p>○支援内容 農業用ハウスの補強（パイプを太くする、梁や筋交いで補強する、基礎をコンクリートで補強する等）。ただし、規模を拡大する部分の補強については自己負担となります。</p> <p>○補助率 ・3／10以内（上限額300万円） <u>*事業費が整備内容ごとに50万円以上であるものに限ります。</u></p>
申請フロー	<p>【申請書類の流れ】 農業者 → 市 → 鹿行農林事務所 → 県庁 → 国</p> <p>【交付金の流れ】 農業者 ← 市 ← 鹿行農林事務所 ← 県庁 ← 国</p>

新たに産地で共同利用する耐候性ハウスを導入したい

事業名	強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災産地施設支援型） 【国補】
申請窓口	市
事業趣旨	今回の台風15号による被災を契機に産地で共同利用する耐候性ハウスの導入を支援します。
事業概要	<p>○事業主体 市，農業者の組織する団体（5名以上），事業協同組合等</p> <p>○要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風15号の被災を契機に産地で共同利用する耐候性ハウスを導入する取組を支援。 ・附帯施設のみが被災し，再整備する場合も助成対象。 ・被災した農業用ハウスの撤去。 ・JAやJA出資法人が主体となり，ハウス団地（共同利用の耐候性ハウス）を整備し，被災農業者等にリース導入することも可能。 <p>○支援内容</p> <p>（1）被災産地の競争力強化 台風15号の被災を契機に産地で共同利用する耐候性ハウスを導入する取組を支援。 JAやJA出資法人が主体となり，ハウス団地（共同利用の耐候性ハウス）を整備し，被災農業者等にリース導入することも可能。</p> <p>○補助率 1／2以内</p>
申請フロー	<p>【申請書類の流れ】 事業主体 → 市 → 鹿行農林事務所 → 県庁 → 国</p> <p>【交付金の流れ】 事業主体 ← 市 ← 鹿行農林事務所 ← 県庁 ← 国</p>

被災産地で速やかに営農を再開したい

事業名	持続的生産強化対策事業（産地緊急支援事業）【国補】
申請窓口	国
事業趣旨	今回の台風15号による被災を契機に、作物転換や規模拡大等に取り組むため、パイプハウスの資材購入（自力施工）や営農再開に向けて必要となる農薬・肥料、年度内に植え（播き）直すための種苗等生産資材の共同購入に要する経費等を支援します。
事業概要	<p>○事業主体 農業者の組織する団体（3名以上）、事業協同組合等</p> <p>○要件 ・被災したハウスの再建に係る経費と年度内に営農を再開するために必要な生産資材購入費（自力施工）が対象。 ・再建したパイプハウスは、園芸施設共済の加入が必要。</p> <p>○支援内容 1. パイプハウス等の導入支援 パイプハウスの設置（自力施工）や補強に必要な生産資材の共同購入、農業機械等リース導入に要する経費を支援。</p> <p>2. 営農再開に向けた支援 （1）追加防除・施肥，追加的な種子・種苗等確保に係る経費助成 （2）ガラス等の撤去に係る経費助成（※） （3）停電により出荷できなくなった農作物や使用できなくなかった培地等の撤去用（※）</p> <p>○補助率 支援内容の1：1／2以内 支援内容の2：1／2以内，定額（※）</p>
申請フロー	【申請書類の流れ】※国からの直接公募となります。 詳細は「農林水産省（ホームページ）」⇒申請・お問い合わせ⇒「補助事業参加者の公募」の中に掲載されます。（10月下旬）

今後の災害に備え、パイプハウスを強化し規模拡大を図りたい

事業名	いばらきの産地パワーアップ支援事業【国補】
申請窓口	地域農業再生協議会等(市)
事業要旨	将来に向けて、今後の災害に備えるため、強度の高い新たなパイプハウスの導入を支援します。
事業概要	<p>○事業主体 市町村、公社、土地改良区、農業者、農業者の組織する団体、民間事業者等</p> <p>○要件 ・地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に位置付けられている事業主体が対象となります。(面積要件：施設野菜5ha)</p> <p>○支援内容(基金事業) ・パイプハウスの機能強化とともに規模拡大等を図るため、新たに自らパイプハウスを施工するために必要な生産資材の導入等を支援します。</p> <p>○補助限度額・補助率 ・補助限度額：1年度当たり20億円(ただし、整備する施設等により異なります。) ・補助率：1/2以内</p>
申請フロー	<p>【申請書類の流れ】</p> <p>農業者→地域農業再生協議会等(市) → 鹿行農林事務所 → 県庁 → 国</p> <p>【補助金の流れ】</p> <p>農業者 ← 地域農業再生協議会等(市) ← 鹿行農林事務所 ← 県庁 ← 基金</p>

今後の災害に備え、施設の強度を高めるため、低コスト耐候性ハウスを整備したい

事業名	いばらきの産地パワーアップ支援事業【国補】
申請窓口	地域農業再生協議会等(市)
事業要旨	将来に向けて、今後の災害に備えるため、低コスト耐候性ハウスの導入を支援します。
事業概要	<p>○事業主体 市町村、公社、土地改良区、農業者、農業者の組織する団体、民間事業者等</p> <p>○要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に位置付けられている事業主体が対象となります。(面積要件：施設野菜5ha) ・施設整備にあたっては、投資が過剰とならないように、事前に費用対効果の分析を行い、導入により得られる効果の大きい事業が採択されます。 ・事業の導入から翌々年度までに目指す成果目標を選定し、現状と目標をポイント化して、事業効果を確保するとともに採択の優先順位を決定します。 <p>○支援内容（整備事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス）の整備を支援します。 ・施設整備に必要な経費 <p>○補助限度額・補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助限度額：1年度当たり20億円（ただし、整備する施設等により異なります。） ・補助率：1/2以内
申請フロー	<p>【申請書類の流れ】</p> <p>農業者→地域農業再生協議会等(市) → 鹿行農林事務所 → 県庁 → 国</p> <p>【補助金の流れ】</p> <p>農業者 ← 地域農業再生協議会等(市) ← 鹿行農林事務所 ← 県庁 ← 基金</p>

ハウスの補強や防風ネットの設置をして災害に備えたい

事業名	農業用ハウス強靱化緊急対策事業 【国補】
申請窓口	市
事業趣旨	農業者が既存のハウス本体の補強や防風ネットの設置を行う際に必要な資材費や補強役務費等について、補助金を交付します。
事業概要	<p>○取組主体 農業者，農業者団体，地域農業再生協議会，市町村等</p> <p>○支援内容 (1) 既存ハウスへの被害防止対策 ア 対象事業 ハウス本体の保守管理 (*1や補強 (*2, 防風ネットの設置等 * 1 老朽化した金具の交換，パイプのサビ取り， テープによるフィルム破れの補修等 * 2 筋交いや方丈による補強，中柱による補強， 妻面へのパイプの追加，引っ張り資材・支え棒の追加等</p> <p>イ 対象要件 県が策定した被害防止計画に位置づけられた取組であること 今後10年以上の利用が見込まれるハウスであること 園芸施設共済又は民間の建物共済や損害保険等に加入すること</p> <p>ウ 補助対象経費 資材費，補強役務費等</p> <p>エ 補助率 1 / 2 以内</p>
申請フロー	<p>【申請書類の流れ】 農業者 → 市 → 県庁 → 国</p> <p>【補助金交付の流れ】 農業者 ← 市 ← 県庁 ← 国</p>

関係機関問合せ先

機関名	電話番号
鹿嶋市（農林水産課）	0299-82-2911（代表）
潮来市（産業観光課）	0299-63-1111（代表）
神栖市（農林課）	0299-90-1008（直通）
行方市（農林水産課）	0291-35-2111（代表）
銚田市（産業経済課）	0291-36-7651（直通）
茨城県農業協同組合中央会	029-232-2068
茨城県信用農業協同組合連合会	029-232-2015
JA なめがたしおさい（本所）	0299-72-1877
JA ほこた（本店）	0291-33-5341
JA 茨城旭村（本所）	0291-37-0111
鹿行農業共済組合	0299-90-4000
日本政策金融公庫水戸支店	029-232-3623
鹿行農林事務所（企画調整課）	0291-33-6285
鹿行農林事務所（農業振興課）	0291-33-4117